

平成22年10月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 松本昌邦  
平成22年(ホ)第3784号 不当利得返還請求控訴事件  
(原審 東京地方裁判所平成22年(ワ)第3273号)  
平成22年8月18日口頭弁論終結

判 決

東京都中央区晴海一丁目8番10号トリトンスクエアX棟

控 訴 人	C F J 合 同 会 社
同代表者代表社員	CFJホールディングス株式会社
職 務 執 行 者	浅 野 俊 昭
同訴訟代理人支配人	山 本 圭 一

川崎市 [REDACTED]

被 控 訴 人	[REDACTED]
同訴訟代理人弁護士	田 中 庄 司
同訴訟復代理人弁護士	柴 田 大 祐

主 文

- 1 原判決中被控訴人に関する部分を次のとおり変更する。
  - (1) 控訴人は、被控訴人に対し、437万1671円及びこれに対する平成22年2月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - (2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は第1、2審を通じて5分し、その4を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 3 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

## 第1 控訴の趣旨

主文1項と同旨

## 第2 事案の概要

1 被控訴人は、後記控訴人らとの間の2つの金銭消費貸借契約に基づいてした弁済について、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて支払われた利息(以下「制限超過利息」という。)を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、控訴人らが悪意の受益者であったとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金合計501万0570円及び民法704条前段所定の利息合計28万2457円並びに上記過払金に対する控訴人との取引終了日の翌日から支払済みまで民法704条前段所定の利息の支払を求めている。控訴人は、過払金が発生したことは認めたものの、控訴人らが悪意の受益者であったことは否認した。

原審は、被控訴人の請求を認容した。これに対し、控訴人が控訴した。

2 前提事実(争いが無いが、弁論の全趣旨により認められる事実)

(1) 控訴人は、ディックファイナンス株式会社が、平成15年1月1日、アイク株式会社(以下「アイク」という。)及び株式会社ユニマットライフを吸収合併した上で商号を変更し、かつ、平成20年11月28日、合同会社に組織変更したものである。

(2) アイク又は控訴人は、被控訴人に対し、別紙計算書1の「取引日」欄記載の年月日に「貸付金額」欄記載の各金員を貸し付けた。被控訴人は、アイク又は控訴人に対し、これらの貸付けに関する債務の弁済として、別紙計算書1の「取引日」欄記載の年月日に「入金額」欄記載の各金員を支払った。(以下、別紙計算書1記載の各貸付け及び各弁済を「アイク取引」という。)

(3) マルフク株式会社(以下「マルフク」という。)又は控訴人は、被控訴人に対し、別紙計算書2の「取引日」欄記載の年月日に「貸付金額」欄記載の各金員を貸し付けた。被控訴人は、マルフク又は控訴人に対し、これらの貸付けに関する債務の弁済として、別紙計算書2の「取引日」欄記載の年月日に「入金額」欄記載の

各金員を支払った。マルフクは、平成14年5月2日、控訴人に対し、マルフク取引に関する債権を譲渡した（以下「マルフク債権譲渡」という。）が、その時点では過払金は発生していなかった。（以下、別紙計算書2記載の各貸付け及び各弁済を「マルフク取引」といい、アイク取引と併せて「本件各取引」という。）

(4) アイク、マルフク及び控訴人（以下、これらの会社を併せて「控訴人ら」という。）は、いずれも貸金業者である。

### 3 争点（控訴人らは、悪意の受益者であったか。）

#### (1) 被控訴人の主張

控訴人らによる制限超過利息の受領につき、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）43条1項（上記改正前のもの。以下同じ。）の適用が認められないので、控訴人らは悪意の受益者であったと推定される。

#### (2) 控訴人の反論

控訴人らは、制限超過利息の受領につき貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、次のとおり、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるから、悪意の受益者と推定されることはない。

##### ア 監督官庁の指導に基づく業務体制

控訴人らは、債務者からの弁済につき貸金業法43条1項の適用を受けられるようにするため、監督官庁の指導に基づき、多大な費用と労力を投入して、一律・標準的な業務体制を構築してきた。

##### イ 貸金業法17条1項に規定する書面（以下「17条書面」という。）の交付

控訴人らは、本件各取引における貸付けの都度、被控訴人に対し、遅滞なく、17条書面を交付した。

確かに、上記書面の一部には、「返済期間及び返済回数」の記載がない。しかし、それらの書面は、いずれも最高裁平成17年12月15日判決・民集59巻10号

2899頁（以下「平成17年判決」という。）以前に交付されたものである。本件各取引のようないわゆるリボルビング取引では、「返済期間及び返済回数」を記載するのは不可能である。大蔵省銀行局長通達（昭和58年9月30日蔵銀第2602号）も、包括契約に基づく場合の17条書面の交付について、貸金業法17条1項所定の事項中、当該包括契約において特定し得る事項を記載しなければならないと定めており、「返済期間及び返済回数」の記載は必要ではないとする裁判例及び学説が多数を占めていた。なお、平成17年判決後に交付された書面は、同判決に即して改訂されたものであり、貸金業法17条1項所定の事項が網羅されている。

ウ 貸金業法18条1項に規定する書面（以下「18条書面」という。）の交付  
控訴人らは、本件各取引における弁済の都度、被控訴人に対し、直ちに、18条書面を交付した。

確かに、上記書面の一部には、「契約年月日」の記載がない。しかし、それらの書面は、いずれも最高裁平成18年1月13日判決・民集60巻1号1頁（以下「平成18年判決」という。）以前に交付されたものである。平成18年内閣府令第39号による改正前の貸金業の規制等に関する法律施行規則（以下「旧貸金業法施行規則」という。）15条2項は、貸金業者が弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもって、貸金業法18条1項1号から3号までに掲げる事項の記載に代えることができると定めていた。なお、平成18年判決後に交付された書面は、同判決に即して改訂されたものであり、貸金業法18条1項所定の事項が網羅されている。

#### エ 支払の任意性

本件各取引には期限の利益喪失特約が付されているものの、最高裁平成21年7月10日判決・民集63巻6号1170頁（以下「平成21年判決」という。）は、期限の利益喪失特約の下での制限超過利息の支払の任意性を初めて否定した平成18年判決の言渡しまでは、貸金業者において期限の利益喪失特約下の支払であることから直ちに貸金業法43条1項の適用が否定されるものではないとの認識を有し

ていたとしてもやむを得ないというべきであると判示している。他方で、平成18年判決の言渡し後、貸金業者と取引する顧客が、期限の利益喪失特約により強制を受けて制限超過利息を支払ったとは、通常想定し得ない。

また、被控訴人は、複数回にわたって支払期限を徒過したものの、控訴人らは、被控訴人に対して一括返済を求めることはせず、遅延損害金を徴収した上で、次の返済期日とその返済額をそれぞれ当初の約定に基づく期日及び返済額とするなどしていた。被控訴人は、このような控訴人らの対応を認識しており、任意に支払を継続していたといえることができる。

### (3) 被控訴人の再反論

控訴人らが制限超過利息の受領につき貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとはいえない。その理由は次のとおりである。

ア 上記特段の事情を立証するためには、本件各取引のすべての取引について17条書面又は18条書面を交付した事実を、個別に立証しなければならないにもかかわらず、控訴人による立証は、その一部の取引にとどまっている。

#### イ 17条書面の交付

控訴人らが被控訴人に交付した基本契約書には、「貸付けの金額」、「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」の記載がない。また、控訴人らがATM又は店頭において17条書面として交付した書面には、「貸付けの利率」、「返済の方式」等の記載がない。したがって、これらの書面が17条書面に当たらないことは明らかであった。

また、17条書面の交付の有無は、法令の明文の規定の解釈問題であり、貸金業者は、その正しい解釈に基づいて行動すべきものであるから、現在からみれば誤った解釈に基づいて行動していた場合に、それがやむを得ないとする場合には、少なくとも控訴人の主張に一致する解釈が通説とされていて、これと異なる解釈をすることを期待することができなかつたような事情が必要であるといえるべきである。し

かるに、平成17年判決以前にも、「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」に準じた記載をしなければ、17条書面の要件を満たさないとする裁判例も多数存在しており、控訴人の主張に一致する解釈が通説とされており、これと異なる解釈をすることを期待することができなかつたとはいえない。

#### ウ 18条書面の交付

控訴人らが被控訴人に対して18条書面として交付した書面には、「契約年月日」等の記載がない。したがって、これらの書面が18条書面に当たらないことは明らかであった。

また、旧貸金業法施行規則15条2項については、平成18年判決以前から違法であると争われており、違法であるとする裁判例も多数存在していた。

### 第3 当裁判所の判断

1 本件では、制限超過利息の受領につき控訴人らが悪意の受益者であったか否かが争点であるところ、制限超過利息を受領した貸金業者は、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁平成19年7月13日判決・民集61巻5号1980頁（以下「平成19年判決」という。))。

ここで、貸金業法43条1項の各要件のうち、制限超過利息の支払が貸金業者が業として行う金銭消費貸借契約上の利息の契約に基づくものであるとの要件が満たされることは、前記前提事実（第2の2）記載のとおりである。

そこで、以下、控訴人らが、その余の貸金業法43条1項の要件が満たされるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるか否かについて検討する。ただし、前記前提事実（第2の2(3)）記載のとおりマルフク債権譲渡の時点で過払金が発生していないこと、初めて過払金が発生したのは上記債権譲渡から約1年も経過した後であり、平成14年6月5日にはその時点での融資残高相当額を返済していること（乙53）

に照らせば、マルフクの認識等は、本件各取引における過払金の発生とは関係がないというべきである。

## 2 認定事実

前記前提事実、証拠（認定事実の末尾に掲げる。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

(1) アイクは、平成8年8月13日、被控訴人との間で、アイク取引に関し、基本契約（以下「アイク基本契約」という。）を締結し、その契約書（以下「アイク取引基本契約書」という。）を被控訴人に交付した。その後、平成10年5月8日、同契約の約定利率等を変更した時も、同様の契約書を交付した。アイク取引基本契約書には、「貸付けの金額」、「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」（ただし、最低返済額は記載されていた。）を除く貸金業法17条1項所定の事項が記載されていた。（乙10の1及び2，11の1及び2）

(2) 控訴人は、平成14年6月5日、被控訴人との間で、マルフク取引に関し、基本契約（以下、アイク基本契約と併せて「本件各基本契約」という。）を締結し、その契約書（以下、アイク取引基本契約書と併せて「本件各基本契約書」という。）を被控訴人に交付した。この契約書には、「貸付けの金額」、「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」（ただし、最低返済額は記載されていた。）を除く貸金業法17条1項所定の事項が記載されていた。（乙12，13の1及び2）

(3) アイク又は控訴人は、本件各取引の期間、ATMでの貸付けの都度、遅滞なく、被控訴人を含む借主に対し、17条書面として、「ATM領収書兼ご利用明細書」、「領収書兼ご利用明細票」又は「領収書兼ご利用明細書」と題する書面（以下、これらの書面を併せて「本件ATM17条書面」という。）を交付する業務体制を取っていた。これらの書面のうち平成16年9月まで交付していた書面には、貸金業法17条1項所定の事項中「貸付けの利率」、「返済の方式」、「返済期間及び返済回数」、「賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容」、「各回の返済期日及び返済金額」等が記載されていなかった（ただし、次回の最低返済額とその返

返済日は記載されていた。)が、平成16年10月から交付された書面から「その時点での全貸付けの残元利金について、毎月定められた返済期日に最低返済額を返済する場合の返済期間、返済回数及び各回の返済金額」(「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」として記載されているが、上記事項が記載されているものと推認できる。)が記載されるようになり、さらに、平成19年12月から交付された書面から「貸付けの利率」、「賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容」及び各回の「返済期日」も記載されるようになった。

また、控訴人は、本件各取引の期間、店頭での貸付けの都度、遅滞なく、被控訴人を含む借主に対し、17条書面として、「領収書兼ご利用明細書」並びに「領収書兼貸付明細書」又は「領収書兼ご利用明細書」と題する書面(以下、これらの書面を併せて「本件店頭17条書面」という。)を交付する業務体制を取っていた。これらの書面には、貸金業法17条1項所定の事項中「貸付けの利率」、「返済の方式」、「返済期間及び返済回数」、「賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容」、「各回の返済期日及び返済金額」等が記載されていなかった(ただし、次の最低返済額とその返済期日は記載されていた。)(乙15、17、19、21、23、25、27、29、30、32、34、37、38、40、42、44、46、50ないし54、56ないし61、弁論の全趣旨)

(4) アイク及び控訴人は、本件各取引の期間、ATMで弁済を受けた都度、遅滞なく、被控訴人を含む借主に対し、18条書面として、「ATM領収書兼ご利用明細書」、「領収書兼ご利用明細票」又は「領収書兼ご利用明細書」と題する書面(以下、これらの書面を併せて「本件ATM18条書面」という。)を交付する業務体制を取っていた。これらの書面のうち平成17年まで交付していた書面には、貸金業法18条1項所定の事項中「契約年月日」が記載されていなかった(ただし、契約番号は記載されていた。)が、平成18年から交付された書面から「契約年月日」も記載されるようになった。

また、控訴人は、本件各取引の期間、提携ATM又は店頭で弁済を受けた都度、



遅滞なく、被控訴人を含む借主に対し、18条書面として、「領収書兼ご利用明細書」並びに「領収書兼貸付明細書」又は「領収書兼ご利用明細書」と題する書面（以下、これらの書面を併せて「本件店頭18条書面」という。）を交付する業務体制を取っていた。提携ATMでの弁済の際（いずれも平成21年である。）に交付していた書面には、貸金業法18条1項所定の事項が、店頭での弁済の際に交付していた書面には、同項所定の事項中「契約年月日」（ただし、契約番号は記載されていた。）を除く貸金業法18条1項所定の事項がそれぞれ記載されていた。（乙14、16、18、20、22、24、26、28、31、33、35、36、38、39、41、43、45、47ないし49、52ないし54、56ないし60、62、63；弁論の全趣旨）

### 3 17条書面の交付について

#### (1) 「貸付けの利率」、「返済の方式」等

平成19年12月から交付された書面を除き、本件ATM17条書面及び本件店頭17条書面には、「貸付けの利率」、「返済の方式」、「賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容」及び貸金業法施行規則（平成19年内閣府令第79号による改正前の省令の題名は貸金業の規制等に関する法律施行規則。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法施行規則」という。）13条1項1号所定の事項が記載されていなかった。もっとも、これらの事項（各回の「返済金額」を除く。）は、本件各基本契約書に記載されており、両書面の相互の関連も明確である。

したがって、これらの事項については、両書面を総合することによって、貸金業法17条1項の要件を満たすといえることができる。

#### (2) 「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」

本件各取引における貸付けは、基本契約の下で、借入限度額の範囲内で借入れと返済を繰り返すことを予定して行われたものであり、その返済の方式は、全貸付けの残元利金について、毎月1日又は5日の返済期日に最低返済額を支払えば足りるとする、いわゆるリボルビング方式の一つである（乙10ないし13（枝番を含む）。

以下同じ。))。このようなりボルピング方式による貸付けでは、そもそも個々の貸付けについての「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」を定めることができないから、これらの事項を17条書面に記載することはできない。

このような場合であっても、これらの事項に準じた事項として、毎月定められた返済期日に最低返済額を返済する場合の返済期間、返済回数及び各回の返済金額を記載すべきであることは、平成17年判決が判示したところであるが、① 同判決が言い渡されるまでは、その記載事項について下級審の裁判例が分かれており、次回の最低返済額とその返済期日が記載されていれば足りるとする裁判例も相当程度存在していたこと、② 監督官庁が、貸金業法17条1項所定の事項中特定し得る事項のみ記載すれば足りると読むこともできるとの通達を出していたことは、当裁判所に顕著である。

そして、本件ATM17条書面及び本件店頭17条書面には、少なくとも次回の最低返済額とその返済期日は記載されていた上、平成16年10月から交付された書面から「その時点での全貸付けの残元利金について、毎月定められた返済期日に最低返済額を返済する場合の返済期間、返済回数及び各回の返済金額」が記載されていたことは、前記認定事実(第3の2(3))記載のとおりである。そうすると、「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」の記載について、その要件を満たしていた平成16年10月以降はもちろんのこと、それ以前についても、アイク及び控訴人が、17条書面の要件を満たしているとの認識を有するに至ってもやむを得ないというべきである。

(3) したがって、アイク及び控訴人は、本件各取引の間、17条書面の交付という貸金業法43条1項の要件が満たされるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情がある。

(4) なお、被控訴人は、上記特段の事情を立証するためには、本件各取引のすべての取引について、17条書面又は18条書面を交付した事実を個別に立証しなければならないと主張する。しかし、控訴人は、貸金業法43条1項の適用があると

主張しているのではなく、上記特段の事情があることを主張しているにすぎないから、被控訴人を含む債務者に対し、17条書面又は18条書面を交付する業務体制を構築していたことを立証すれば足りるというべきである。

#### 4 18条書面の交付について

平成18年から交付された書面を除き、本件ATM18条書面及び本件店頭18条書面には、「契約年月日」が記載されていない。

しかし、旧貸金業法施行規則15条2項は、貸金業者が弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもって、「契約年月日」を含む貸金業法18条1項1号から3号までに掲げる事項の記載に代えることができると定めていたのであり、同項を無効であると初めて判示した平成18年判決までは、同項に従って記載をしていれば、18条書面の交付という貸金業法43条1項の要件を満たすと認識したとしてもやむを得ないというべきである。

したがって、アイク及び控訴人は、本件各取引の間、18条書面の交付という貸金業法43条1項の要件が満たされるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情がある。

#### 5 支払の任意性について

本件各基本契約には、いずれも元本又は制限超過利息を含む約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約が付されている（乙10ないし13）。

このような期限の利益喪失特約の下での制限超過利息の支払の任意性を初めて否定した平成18年判決が言い渡されるまでは、貸金業者において、期限の利益喪失特約下での支払であることから直ちに貸金業法43条1項の適用が否定されるものではないとの認識を有していたとしてもやむを得ないというべきであり、貸金業者が上記認識を有していたことについては、平成19年判決の判示する特段の事情があると認めるのが相当である（平成21年判決参照）。

他方、平成18年判決により、期限の利益喪失特約中、債務者が約定利息のうち

制限超過利息の支払を怠った場合に期限の利益を喪失するという部分が無効であることが明らかになり、この判決を認識した債務者は、返済期日に制限超過利息を含む約定利息を支払わない限り、期限の利益を喪失することになるとの誤解をすることはない。そうすると、平成18年判決が言い渡された後については、債務者が同判決を認識した上で制限超過利息を支払う可能性も生じることになるから、個別の債務者の認識は別として、少なくとも貸金業者としては、債務者が期限の利益喪失特約の存在により事実上強制されて制限超過利息を支払ったものではないと認識したとしても、やむを得ないというべきである。

したがって、アイク及び控訴人は、本件各取引の間、被控訴人が任意に制限超過利息を支払ったという貸金業法43条1項の要件が満たされたとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情がある。

6 以上によれば、アイク及び控訴人は、本件各取引について貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるといえることができるので、同人らが悪意の受益者であったと推定することはできない。そのほかに同人らが悪意の受益者であったと認めるに足りる証拠はない。

7 よって、控訴人の請求は、別紙計算書1及び2の「残元金」欄記載の過払金合計437万1671円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成22年2月16日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金（民法704条前段所定の利息の請求は、遅延損害金の請求も含む趣旨のものであると解される。）の支払を求める限度で理由があるので、本件控訴には理由があるから、以上と結論が異なる原判決を変更することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 春日 通 良

裁判官 小 林 元 二

裁判官 一 場 康 宏



## 別紙計算書1 アイク取引

		収支							
		3,311,068							
TOTAL		3,486,000	6,797,068	4,828	-	301,345	6,495,723	-	-
No.	取引日	貸付金額	入金額	期間	利率	利息金額	元金充当額	繰越利息	残元金
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)
1	1996/08/13	200,000							200,000
2	1996/08/28		10,000	15	18.000	1,475	8,525	0	191,475
3	1996/09/28		10,000	31	18.000	2,919	7,081	0	184,394
4	1996/09/28	10,000		0	18.000	0	0	0	194,394
5	1996/10/28		10,000	30	18.000	2,868	7,132	0	187,262
6	1996/11/29		10,000	32	18.000	2,947	7,053	0	180,209
7	1996/12/03	106,000		4	18.000	354	0	354	286,209
8	1996/12/28		20,000	25	18.000	3,518	16,128	0	270,081
9	1996/12/30	210,000		2	18.000	265	0	265	480,081
10	1997/01/28		20,000	29	18.000	6,865	12,870	0	467,211
11	1997/03/01		10,000	32	18.000	7,372	2,628	0	464,583
12	1997/03/14		20,000	13	18.000	2,978	17,022	0	447,561
13	1997/03/29		20,000	15	18.000	3,310	16,690	0	430,871
14	1997/03/29	20,000		0	18.000	0	0	0	450,871
15	1997/04/28		20,000	30	18.000	6,670	13,330	0	437,541
16	1997/05/31		20,000	33	18.000	7,120	12,880	0	424,661
17	1997/05/31	259,000		0	18.000	0	0	0	683,661
18	1997/06/30		30,000	30	18.000	10,114	19,886	0	663,775
19	1997/07/31		30,000	31	18.000	10,147	19,853	0	643,922
20	1997/07/31	10,000		0	18.000	0	0	0	653,922
21	1997/08/30		30,000	30	18.000	9,674	20,326	0	633,596
22	1997/08/30	5,000		0	18.000	0	0	0	638,596
23	1997/09/30		30,000	31	18.000	9,762	20,238	0	618,358
24	1997/10/31		30,000	31	18.000	9,453	20,547	0	597,811
25	1997/11/01	10,000		1	18.000	294	0	294	607,811
26	1997/11/29		30,000	28	18.000	8,392	21,314	0	586,497
27	1997/12/25		30,000	26	18.000	7,520	22,480	0	564,017
28	1998/01/04	50,000		10	18.000	2,780	0	2,780	614,017
29	1998/01/30		35,000	26	18.000	7,872	24,348	0	589,669
30	1998/01/30	20,000		0	18.000	0	0	0	609,669
31	1998/02/23	20,000		24	18.000	7,215	0	7,215	629,669
32	1998/02/27		35,000	4	18.000	1,242	26,543	0	603,126
33	1998/03/30		35,000	31	18.000	9,220	25,780	0	577,346
34	1998/04/04	16,000		5	18.000	1,423	0	1,423	593,346
35	1998/05/01		35,000	27	18.000	7,900	25,677	0	567,669
36	1998/05/03	8,000		2	18.000	559	0	559	575,669
37	1998/05/08		825,068	5	18.000	1,419	823,090	0	-247,421
38	1998/05/08	830,000		0		0	0	0	582,579
39	1998/05/08		10,000	0	18.000	0	10,000	0	572,579
40	1998/05/29		35,000	21	18.000	5,929	29,071	0	543,508
41	1998/06/17	20,000		19	18.000	5,092	0	5,092	563,508
42	1998/06/28	6,000		11	18.000	3,056	0	8,148	569,508
43	1998/06/30		40,000	2	18.000	561	31,291	0	538,217
44	1998/07/02	13,000		2	18.000	530	0	530	551,217
45	1998/07/31		30,000	29	18.000	7,883	21,587	0	529,630
46	1998/08/12		4,000	12	18.000	3,134	866	0	528,764
47	1998/08/17	3,000		5	18.000	1,303	0	1,303	531,764
48	1998/08/31		34,000	14	18.000	3,671	29,026	0	502,738
49	1998/08/31	10,000		0	18.000	0	0	0	512,738
50	1998/09/04	1,000		4	18.000	1,011	0	1,011	513,738
51	1998/10/01		35,000	27	18.000	6,840	27,149	0	486,589
52	1998/10/01	10,000		0	18.000	0	0	0	496,589
53	1998/10/30		40,000	29	18.000	7,101	32,899	0	463,690
54	1998/11/03	15,000		4	18.000	914	0	914	478,690
55	1998/11/30		40,000	27	18.000	6,373	32,713	0	445,977
56	1998/11/30	12,000		0	18.000	0	0	0	457,977
57	1998/12/30		40,000	30	18.000	6,775	33,225	0	424,752
58	1998/12/30	15,000		0	18.000	0	0	0	439,752
59	1999/01/29		40,000	30	18.000	6,505	33,495	0	406,257
60	1999/01/29	15,000		0	18.000	0	0	0	421,257
61	1999/03/01		39,000	31	18.000	6,440	32,560	0	388,697
62	1999/03/01	12,000		0	18.000	0	0	0	400,697
63	1999/04/01		40,000	31	18.000	6,125	33,675	0	366,822
64	1999/04/01	12,000		0	18.000	0	0	0	378,822

		収支							
		3,311,068							
TOTAL		3,486,000	6,797,068	4,828	-	301,345	6,495,723	-	-
No.	取引日	貸付金額	入金額	期間	利率	利息金額	元金充当額	繰越利息	残元金
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)
65	1999/05/01		36,000	30	18.000	5,604	30,396	0	348,426
66	1999/05/01	10,000		0	18.000	0	0	0	358,426
67	1999/05/31		40,000	30	18.000	5,302	34,698	0	323,728
68	1999/05/31	15,000		0	18.000	0	0	0	338,728
69	1999/06/30		35,000	30	18.000	5,011	29,989	0	308,739
70	1999/06/30	10,000		0	18.000	0	0	0	318,739
71	1999/07/31		40,000	31	18.000	4,872	35,128	0	283,611
72	1999/08/01	12,000		1	18.000	139	0	139	295,611
73	1999/08/07	1,000		6	18.000	874	0	1,013	296,611
74	1999/08/31		40,000	24	18.000	3,510	35,477	0	261,134
75	1999/09/01	13,000		1	18.000	128	0	128	274,134
76	1999/09/30		40,000	29	18.000	3,920	35,952	0	238,182
77	1999/10/01	14,000		1	18.000	117	0	117	252,182
78	1999/10/09	1,000		8	18.000	994	0	1,111	253,182
79	1999/10/30		35,000	21	18.000	2,621	31,268	0	221,914
80	1999/10/30		1,000	0	18.000	0	1,000	0	220,914
81	1999/10/30	10,000		0	18.000	0	0	0	230,914
82	1999/12/01		40,000	32	18.000	3,644	36,356	0	194,558
83	1999/12/01	13,000		0	18.000	0	0	0	207,558
84	1999/12/30		40,000	29	18.000	2,968	37,032	0	170,526
85	1999/12/30	15,000		0	18.000	0	0	0	185,526
86	2000/02/01		40,000	33	18.000	3,010	36,990	0	148,536
87	2000/02/01	10,000		0	18.000	0	0	0	158,536
88	2000/03/01		40,000	29	18.000	2,261	37,739	0	120,797
89	2000/03/04	15,000		3	18.000	178	0	178	135,797
90	2000/04/01		40,000	28	18.000	1,869	37,953	0	97,844
91	2000/04/01	15,000		0	18.000	0	0	0	112,844
92	2000/04/23	100,000		22	18.000	1,220	0	1,220	212,844
93	2000/04/29		40,000	6	18.000	628	38,152	0	174,692
94	2000/04/29	80,000		0	18.000	0	0	0	254,692
95	2000/06/01		40,000	33	18.000	4,133	35,867	0	218,825
96	2000/06/01	11,000		0	18.000	0	0	0	229,825
97	2000/07/01		40,000	30	18.000	3,390	36,610	0	193,215
98	2000/07/01	10,000		0	18.000	0	0	0	203,215
99	2000/07/31		40,000	30	18.000	2,998	37,002	0	166,213
100	2000/08/05	8,000		5	18.000	408	0	408	174,213
101	2000/08/05	1,000		0	18.000	0	0	408	175,213
102	2000/08/31		40,000	26	18.000	2,240	37,352	0	137,861
103	2000/08/31	8,000		0	18.000	0	0	0	145,861
104	2000/10/01		40,000	31	18.000	2,223	37,777	0	108,084
105	2000/10/01	8,000		0	18.000	0	0	0	116,084
106	2000/10/31		40,000	30	18.000	1,712	38,288	0	77,796
107	2000/10/31	8,000		0	18.000	0	0	0	85,796
108	2000/11/30		40,000	30	18.000	1,265	38,735	0	47,061
109	2000/11/30	8,000		0	18.000	0	0	0	55,061
110	2000/12/30		40,000	30	18.000	812	39,188	0	15,873
111	2000/12/30	9,000		0	18.000	0	0	0	24,873
112	2001/02/01		40,000	33	18.000	404	39,596	0	-14,723
113	2001/02/01	10,000		0		0	0	0	-4,723
114	2001/03/01		40,000	28		0	40,000	0	-44,723
115	2001/03/01	10,000		0		0	0	0	-34,723
116	2001/03/30		40,000	29		0	40,000	0	-74,723
117	2001/04/01	12,000		2		0	0	0	-62,723
118	2001/04/28		40,000	27		0	40,000	0	-102,723
119	2001/04/28	10,000		0		0	0	0	-92,723
120	2001/05/31		40,000	33		0	40,000	0	-132,723
121	2001/05/31	7,000		0		0	0	0	-125,723
122	2001/07/01		40,000	31		0	40,000	0	-165,723
123	2001/07/01	8,000		0		0	0	0	-157,723
124	2001/08/01		40,000	31		0	40,000	0	-197,723
125	2001/08/01	10,000		0		0	0	0	-187,723
126	2001/09/01		40,000	31		0	40,000	0	-227,723
127	2001/09/01	9,000		0		0	0	0	-218,723
128	2001/09/29		40,000	28		0	40,000	0	-258,723
129	2001/09/29	12,000		0		0	0	0	-246,723
130	2001/11/01		40,000	33		0	40,000	0	-286,723
131	2001/11/01	7,000		0		0	0	0	-279,723

		取支							
		3,311,068							
TOTAL		3,486,000	6,797,068	4,828	-	301,345	6,495,723	-	-
No.	取引日	貸付金額	入金額	期間	利率	利息金額	元金充当額	繰越利息	残元金
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)
132	2001/11/30		40,000	29		0	40,000	0	-319,723
133	2001/11/30	10,000		0		0	0	0	-309,723
134	2001/12/29		40,000	29		0	40,000	0	-349,723
135	2001/12/29	11,000		0		0	0	0	-338,723
136	2002/01/31		40,000	33		0	40,000	0	-378,723
137	2002/01/31	9,000		0		0	0	0	-369,723
138	2002/03/01		40,000	29		0	40,000	0	-409,723
139	2002/03/01	11,000		0		0	0	0	-398,723
140	2002/03/29		40,000	28		0	40,000	0	-438,723
141	2002/03/29	12,000		0		0	0	0	-426,723
142	2002/05/01		40,000	33		0	40,000	0	-486,723
143	2002/05/01	8,000		0		0	0	0	-458,723
144	2002/06/01		40,000	31		0	40,000	0	-498,723
145	2002/06/01	8,000		0		0	0	0	-490,723
146	2002/06/30		40,000	29		0	40,000	0	-530,723
147	2002/06/30	12,000		0		0	0	0	-518,723
148	2002/07/31		40,000	31		0	40,000	0	-558,723
149	2002/07/31	10,000		0		0	0	0	-548,723
150	2002/08/30		40,000	30		0	40,000	0	-588,723
151	2002/08/30	12,000		0		0	0	0	-576,723
152	2002/09/30		40,000	31		0	40,000	0	-616,723
153	2002/09/30	8,000		0		0	0	0	-608,723
154	2002/10/31		40,000	31		0	40,000	0	-648,723
155	2002/10/31	11,000		0		0	0	0	-637,723
156	2002/11/29		40,000	29		0	40,000	0	-677,723
157	2002/11/29	12,000		0		0	0	0	-665,723
158	2002/12/30		40,000	31		0	40,000	0	-705,723
159	2002/12/30	11,000		0		0	0	0	-694,723
160	2003/01/31		40,000	32		0	40,000	0	-734,723
161	2003/02/01	9,000		1		0	0	0	-725,723
162	2003/02/28		40,000	27		0	40,000	0	-765,723
163	2003/02/28	13,000		0		0	0	0	-752,723
164	2003/03/31		40,000	31		0	40,000	0	-792,723
165	2003/04/01	10,000		1		0	0	0	-782,723
166	2003/05/01		40,000	30		0	40,000	0	-822,723
167	2003/05/11	11,000		10		0	0	0	-811,723
168	2003/05/30		40,000	19		0	40,000	0	-851,723
169	2003/05/30	11,000		0		0	0	0	-840,723
170	2003/07/01		40,000	32		0	40,000	0	-880,723
171	2003/07/02	11,000		1		0	0	0	-869,723
172	2003/08/01		40,000	30		0	40,000	0	-909,723
173	2003/08/02	10,000		1		0	0	0	-899,723
174	2003/08/30		40,000	28		0	40,000	0	-939,723
175	2003/08/30	11,000		0		0	0	0	-928,723
176	2003/10/01		40,000	32		0	40,000	0	-968,723
177	2003/10/01	11,000		0		0	0	0	-957,723
178	2003/11/01		40,000	31		0	40,000	0	-997,723
179	2003/11/01	11,000		0		0	0	0	-986,723
180	2003/11/29		40,000	28		0	40,000	0	-1,026,723
181	2003/11/29	11,000		0		0	0	0	-1,015,723
182	2003/12/29		40,000	30		0	40,000	0	-1,055,723
183	2004/01/04	11,000		6		0	0	0	-1,044,723
184	2004/01/30		40,000	26		0	40,000	0	-1,084,723
185	2004/01/30	11,000		0		0	0	0	-1,073,723
186	2004/02/28		40,000	29		0	40,000	0	-1,113,723
187	2004/02/28	11,000		0		0	0	0	-1,102,723
188	2004/04/01		40,000	33		0	40,000	0	-1,142,723
189	2004/04/01	16,000		0		0	0	0	-1,126,723
190	2004/05/01		40,000	30		0	40,000	0	-1,166,723
191	2004/05/01	13,000		0		0	0	0	-1,153,723
192	2004/06/01		40,000	31		0	40,000	0	-1,193,723
193	2004/06/01	11,000		0		0	0	0	-1,182,723
194	2004/06/30		40,000	29		0	40,000	0	-1,222,723
195	2004/06/30	11,000		0		0	0	0	-1,211,723
196	2004/07/31		40,000	31		0	40,000	0	-1,251,723
197	2004/07/31	14,000		0		0	0	0	-1,237,723
198	2004/08/31		40,000	31		0	40,000	0	-1,277,723



		收支							
		3,311,068							
TOTAL		3,486,000	6,797,068	4,828	-	301,345	6,495,723	-	-
No.	取引日	貸付金額	入金額	期間	利率	利息金額	元金充当額	繰越利息	残元金
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)
199	2004/08/31	12,000		0		0	0	0	-1,265,723
200	2004/10/01		40,000	31		0	40,000	0	-1,305,723
201	2004/10/01	12,000		0		0	0	0	-1,293,723
202	2004/10/30		40,000	29		0	40,000	0	-1,333,723
203	2004/10/30	14,000		0		0	0	0	-1,319,723
204	2004/11/30		40,000	31		0	40,000	0	-1,359,723
205	2004/11/30	12,000		0		0	0	0	-1,347,723
206	2004/12/30		40,000	30		0	40,000	0	-1,387,723
207	2005/01/04	13,000		5		0	0	0	-1,374,723
208	2005/01/31		40,000	27		0	40,000	0	-1,414,723
209	2005/01/31	11,000		0		0	0	0	-1,403,723
210	2005/02/28		40,000	28		0	40,000	0	-1,443,723
211	2005/02/28	15,000		0		0	0	0	-1,428,723
212	2005/04/01		40,000	32		0	40,000	0	-1,468,723
213	2005/04/03	12,000		2		0	0	0	-1,456,723
214	2005/04/29		40,000	26		0	40,000	0	-1,496,723
215	2005/04/29	15,000		0		0	0	0	-1,481,723
216	2005/05/31		40,000	32		0	40,000	0	-1,521,723
217	2005/05/31	11,000		0		0	0	0	-1,510,723
218	2005/06/30		40,000	30		0	40,000	0	-1,550,723
219	2005/06/30	14,000		0		0	0	0	-1,536,723
220	2005/07/31		40,000	31		0	40,000	0	-1,576,723
221	2005/07/31	13,000		0		0	0	0	-1,563,723
222	2005/09/01		40,000	32		0	40,000	0	-1,603,723
223	2005/09/01	12,000		0		0	0	0	-1,591,723
224	2005/10/01		40,000	30		0	40,000	0	-1,631,723
225	2005/10/01	14,000		0		0	0	0	-1,617,723
226	2005/10/31		40,000	30		0	40,000	0	-1,657,723
227	2005/10/31	14,000		0		0	0	0	-1,643,723
228	2005/11/30		40,000	30		0	40,000	0	-1,683,723
229	2005/11/30	14,000		0		0	0	0	-1,669,723
230	2005/12/30		40,000	30		0	40,000	0	-1,709,723
231	2005/12/30	14,000		0		0	0	0	-1,695,723
232	2006/01/31		40,000	32		0	40,000	0	-1,735,723
233	2006/01/31	12,000		0		0	0	0	-1,723,723
234	2006/02/28		40,000	28		0	40,000	0	-1,763,723
235	2006/02/28	16,000		0		0	0	0	-1,747,723
236	2006/04/01		40,000	32		0	40,000	0	-1,787,723
237	2006/04/01	13,000		0		0	0	0	-1,774,723
238	2006/04/29		40,000	28		0	40,000	0	-1,814,723
239	2006/04/29	16,000		0		0	0	0	-1,798,723
240	2006/05/31		40,000	32		0	40,000	0	-1,838,723
241	2006/05/31	13,000		0		0	0	0	-1,825,723
242	2006/07/01		40,000	31		0	40,000	0	-1,865,723
243	2006/07/01	16,000		0		0	0	0	-1,849,723
244	2006/07/31		40,000	30		0	40,000	0	-1,889,723
245	2006/07/31	16,000		0		0	0	0	-1,873,723
246	2006/08/31		40,000	31		0	40,000	0	-1,913,723
247	2006/08/31	15,000		0		0	0	0	-1,898,723
248	2006/09/29		40,000	29		0	40,000	0	-1,938,723
249	2006/09/29	17,000		0		0	0	0	-1,921,723
250	2006/10/31		40,000	32		0	40,000	0	-1,961,723
251	2006/10/31	14,000		0		0	0	0	-1,947,723
252	2006/11/30		40,000	30		0	40,000	0	-1,987,723
253	2006/11/30	16,000		0		0	0	0	-1,971,723
254	2006/12/29		40,000	29		0	40,000	0	-2,011,723
255	2006/12/29	17,000		0		0	0	0	-1,994,723
256	2007/01/31		40,000	33		0	40,000	0	-2,034,723
257	2007/01/31	13,000		0		0	0	0	-2,021,723
258	2007/03/01		40,000	29		0	40,000	0	-2,061,723
259	2007/03/01	17,000		0		0	0	0	-2,044,723
260	2007/03/30		40,000	29		0	40,000	0	-2,084,723
261	2007/03/30	17,000		0		0	0	0	-2,067,723
262	2007/04/27		40,000	28		0	40,000	0	-2,107,723
263	2007/04/27	18,000		0		0	0	0	-2,089,723
264	2007/06/01		40,000	35		0	40,000	0	-2,129,723
265	2007/06/01	12,000		0		0	0	0	-2,117,723

